

憲法に緊急事態条項？

COLUMN
県内
大学発
経世済民

589

川口短期大学

■自由民主党の改憲案

先月11日、憲法改正の手續きを定める改正国民投票法が成立した。同日、加藤官房長官は記者会見で憲法改正について「新型コロナウイルスによる未曾有の事態を全国民が経験し、緊急事態の備えに対する関心が高まっている。議論を提起し、進める」とは絶好の契機だ」と述べた。

16日、自民党の憲法改正推進本部は全体会合を開き、緊急事態条項の創設など憲法本体の

議論を進める方針を確認した。

安倍前政権下の2018年3月、同党は憲法9条への自衛隊の根拠規定明記をはじめとする4項目の党改憲案をまとめた。同案には緊急事態条項の創設も含まれているが、地震など大災害への対応を前提としており、感染症の大流行は想定していない。

■ドイツの場合

国立国会図書館調査立法考査局が一昨年にまとめた調査資料によれば、緊急事態条項とは「戦

長沼 秀明 こども学科准教授



時などの緊急時における憲法秩序（人権保障と権力分立）の停止を定める「条項をいうが、「緊急時の特例を定める憲法規定」と広く解する場合もある。日本国憲法では参議院の緊急集会に関する規定を「緊急事態条項と解することが可能な程度」という。

ドイツ連邦共和国基本法（憲法）に相当。1949年制定）は56年の再軍備を経て68年の改正により本格的な緊急事態条項を設けた。内的緊急事態と外的緊急

多数ある（調査立法考査局）。ただし「脅威の度合い・内容に応じて事態が細分化され、それぞれの事態ごとに議会が行う事態の認定の要件、政府がとり得る非常措置の発動の内容などが明示されており、また、議会が政府の非常措置を統制すること、わが国の『防衛白書』は指摘する。新型コロナウイルスにも緊急事態条項は適用されず、法律で対処している。

その3年前、東京帝国大学法学部助教授の宮沢俊義は在外研究先のドイツに到着した。この年（30年）ドイツ総選挙が実施され、ナチスが第2党に躍進した。

ナチスによる権力奪取の際の授権法が想起される。ドイツ共和国憲法（ワイマール憲法）に規定された緊急事態条項をナチスは乱用し、33年、「民族および

宮沢は2年後に帰国し、「法の科学者」としてナチス独裁政の分析へと立ち向かう（高見勝利『宮沢俊義の憲法学的研究』）。その成果は36年（昭和11年）、「転回期の政治」（中央公論社）として刊行された。

ながめま・ひであき 1962年生まれ。明治大学法学部卒。同大学大学院法学研究科公法学専攻・文学研究科史学専攻修了。同大学専任助手等を経て2015年4月から現職。専門は日本憲法史。共著に『保育と日本国憲法』（みらい）、『尾佐竹猛研究』（日本経済評論社）、『近代への架橋』（蒼丘書林）など多数。埼玉学園大学非常勤講師。

二・二六事件が起こった年である。宮沢は言う。「政治はつねに人間の人間に対する支配である」。美濃部達吉の後継者であり、戦後の日本憲法学を導いた憲法学者の言葉は重い。